科目ナンバリング	U-LAS06 20006 LJ41						
授業科目名 <英訳>	国際法入門 Introduction to International Law			担当者所属 職名・氏名	非常勤講師 福島　涼史		
群	人文・社会科学科目群	分野(分類)	法・政治・経済(各論)		使用言語	日本語	
旧群	A群	単位数	2単位	週コマ数	1コマ	授業形態	講義（対面授業科目）
開講年度・開講期	2025・後期	曜時限	水2	配当学年	全回生	対象学生	全学向

[授業の概要・目的]

国際法を発見し、理解する契機となった古典的出来事（ケース）を取り上げ、参加者とそれらをいわば追体験することを通じて、国際法の原理、原則を確認していく。

国際法は、六法全書のように目の前にあるものではない。参加者と大いに討論し、教科書、条文の向こう側に一度身を置くという知的実践を通じて、次の問いにこたえたい。国際法とは何か。

[到達目標]

授業で取り上げる主要な国際法の原理、原則を、（A）テーゼとして定式化し、どのような「ルール」（禁止や義務）であるか、（B）それらがどのような局面（条件）で、問題となるか（適用されるか）を説明できるようになることを目指す。

[授業計画と内容]

第１回：ガイダンス　laissez-passer（通らせよ）パスポートがなくても
第２回：マクリーン事件（１）　laissez-passer（通らせよ）個人の場合
第３回：コルフ海峡事件（１）　laissez-passer（通らせよ）軍艦の場合
第４回：トレイル溶鉱所事件（２）　alienum non laedas（迷惑をかけないように）他国に
第５回：核実験事件（２）　alienum non laedas（迷惑をかけないように）地球に
第６回：レインボウ・ウォーリア号事件（３）　justitia vindicativa（応報正義）満足な賠償
第７回：スィズニ事件（３）　justitia vindicativa（応報正義）力ずくの賠償
第８回：ゼーリング事件（４）　aut dedere aut judicare（引き渡せ…）死刑にされる場合は…
第９回：ピノシェ仮拘束事件（４）　aut dedere aut judicare（引き渡せ…）元元首の場合は…
第１０回：アイム・アローン号事件（５）　mare liberum（自由なる海洋）追跡権―管轄権は止まず
第１１回：オットセイ事件（５）　mare liberum（自由なる海洋）回遊生物保護―管轄権を超えて
第１２回：カロライン号事件（６）　finis est licitus media...（目的は手段を…）自衛のために
第１３回 ：アイヒマン裁判（６）　finis est licitus media...（目的は手段を…）　正義のために
第１４回：パルマス島事件（７）　dominium et imperium（領有と支配）支配が領有を生む？
第１５回：フィードバック 各回のグループワークへのコメント（事前に行う場合もあり）

[履修要件]

特になし

[成績評価の方法・観点]

平常点評価による
・毎回のグループワークによる課題回答 （15*3.0=45%）
・毎回の個人作業による課題回答 （15*2.0=30%）
・任意回の発表とコメント・調査などの貢献（25%）

定期試験の実施なし

国際法入門(2)へ続く↓↓↓

国際法入門(2)

[教科書]

玉田大,水島朋則,山田卓平 『国際法〔第2版〕』（有斐閣,2022年）ISBN:B0B5YY4TLB（授業ではKindle版が準拠版ですが、単行本（紙書籍）でもかまいません。https://www.amazon.co.jp/-ebook/dp/B0B5YY4TLB/）
毎回の判例等はPDFファイルとして共有します。

[参考書等]

（参考書）
スプレッドシートを通じて、適宜資料を共有します。

[授業外学修（予習・復習）等]

事前にスプレッドシートを用いて、担当回を選んでもらう予定。その割当てられた回の発表の準備を授業外に。
グループワークは授業後にも提出可能なため、必要に応じて復習を。
高校既習レヴェルの地理・世界史の内容を踏まえた授業となるので、必要に応じて共有する資料で予習を。

[その他（オフィスアワー等）]

・オフィス・アワーの設定はありません。課題回答中の時間などを利用して質問を。
・Googleの各サービスを利用するために、個人のGoogleアカウントを用意・ログインの上の受講推奨。

[主要授業科目（学部・学科名）]